

青森市男女共同参画審議会苦情処理部会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市男女共同参画推進条例(平成30年青森市条例第2号。以下「条例」という。)第13条に規定する青森市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)への苦情処理部会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理部会)

第2条 審議会に、条例第32条第1項に規定する苦情の処理に関する事項を調査審議するため、必要に応じて苦情処理部会を置くものとする。

2 苦情処理部会に属すべき委員は、審議会の会長が指名するものとし、その数は、3人とする。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、1人とする。

3 苦情処理部会に部会長を置き、審議会の会長の指名する委員がこれに当たる。

4 前項の部会長は、苦情処理部会の事務を掌理する。

5 第3項の部会長に事故があるときは、苦情処理部会に属する委員のうちから同項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 苦情処理部会の議決は、これをもって審議会の議決とする。この場合において、苦情処理部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。